

みどりのたより

60号

平成26年7月10日

CONTENTS

I. 行政情報	1
1. 「農業技術の基本指針」の改正	3
2. 平成25年度「食料・農業・農村の動向」、平成26年度「食料・農業・農村施策」	16
3. 「有機農業の推進に関する基本的な方針」の公表	18
4. 平成26年度「農薬危害防止運動」	20
5. 特定農薬	22
6. 蜜蜂被害事例調査の中間取りまとめ及び今後の対策	29
7. 農薬登録等の情報	34
II. 緑の安全管理士会	
1. 平成26年度「緑の安全管理士会」役員会開催	37
2. 事務局からのお知らせとお願い	40
III. 緑の安全推進協会	
1. 新たに189名の「緑の安全管理士」が誕生	42
2. 新規事業「特別研修会」を東北、関東で開催	42
3. 講師派遣事業について	42
4. 農薬電話相談室について	43
5. 出版物のご案内	43
6. 新聞記事等	45
7. 「みどりの農薬安全使用なるほど教室」	46

I. 行政情報

ハイライト

1. 「農業技術の基本指針」の改正（平成 26 年 3 月 27 日公表）

農林水産省は、農政の重要課題に即した技術的対応に係る基本的考え方等を取りまとめた。本年の改正ポイントは次の通り。

- (1) 平成 25 年 12 月に取りまとめた「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策を進めていく上で留意すべき技術的事項の追加
- (2) 今冬の大雪による被害発生を受けて、今後の雪害防止・低減に向けた技術的対策の追加
- (3) 平成 25 年度中に各局が発出した通知のうち、早急に生産現場への普及を推進すべき技術の追加

（本文 3 頁へ）

2. 平成 25 年度「食料・農業・農村の動向」、平成 26 年度「食料・農業・農村施策」（平成 26 年 5 月 27 日公表）

本報告は、食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号)に基づき、取りまとめるもの。本年の記述項目は次の通り。

- (1) 「和食」のユネスコ無形文化遺産登録や「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革をトピックスとして紹介
- (2) 食料の安定供給の確保、強い農業の創造に向けた取り組み、農村の振興・活性化という観点から、全国の様々な事例も紹介しつつ記述
- (3) 東日本大震災からの復旧・復興状況等について記述

（本文 16 頁へ）

3. 「有機農業の推進に関する基本的な方針」の公表（平成 26 年 4 月 25 日公表）

農林水産省は、有機農業の推進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号)に基づき、おおむね 5 年後(平成 30 年)を目標とする新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」を取りまとめた。有機農業の推進及び普及目標は次の通り。

- (1) 我国の耕地面積に占め有機農業の取組面積の割合を倍増 (0.4%⇒1%)
- (2) 地域の気候や土壌特性等に適合した技術体系の確立や消費者の理解の推進、都道府県及び市町村における有機農業の推進体制の整備目標を引続き設定

（本文 18 頁へ）

4. 平成 26 年度「農薬危害防止運動」（平成 26 年 4 月 25 日公表）

農林水産省は、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する運動を 6 月から 8 月にかけて実施する。

（本文 20 頁へ）

5. 特定農薬（特定防除資材）関連

関連する告示改正 1 本、局長通知 3 本

- (1) 平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第一号(特定農薬を指定する件)の一部を改正する告示(平成 26 年 3 月 28 日改正)

告示改正により、新たに「エチレン」、「次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られたものに限る)」を特定農薬に追加。

- (2) 「特定農薬（特定防除資材）として指定された資材(天敵を除く。)の留意事項について」(平成 26 年 3 月 28 日、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長 連名通知)

「天敵」を除く 4 資材について、各資材の指定対象の範囲及び使用する際の注意点等の情報を提供。

- (3) 「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について」(平成 26 年 3 月 28 日、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長 連名通知)

天敵の使用、増殖又は販売に伴う自然環境や生体系への悪影響を避けるため、告示に規定する天敵の範囲及び使用等に当たり留意すべき事項を取りまとめた。この通知を受け、平成 21 年 3 月 2 日「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について」両局長通知を廃止。

- (4) 「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」(平成 26 年 3 月 28 日、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長 連名通知)

新たに別表 1、2 の 24 資材を特定農薬の検討対象としないことを通知。別表 1 の 19 資材は農薬として使用するためには農薬登録が必要。別表 2 の 5 資材は農薬の定義に該当しないと判断された。

(本文 22 頁へ)

6. 蜜蜂被害事例調査の中間取りまとめ及び今後の対策 (平成 26 年 6 月 20 日公表)

農林水産省は、農薬による蜜蜂の被害の全国的な発生状況を把握し、被害防止対策の検討基礎資料とするため、平成 25 年より 3 年間、被害事例に関する調査を実施している。今回 25 年度に報告のあった被害事例について中間的に取りまとめた。調査結果（一部）には次のようなものがある。

- (1) 69 件の被害事例報告のうち 9 割が 7 月から 9 月に発生
- (2) 農薬以外の原因と考えられる外部寄生ダニや蜂病の発生はほとんど認められない
- (3) 蜂群崩壊症候群(CCD)の懸念を生させる事故は確認されていない

(本文 29 頁へ)

7. 農薬登録等の情報

病虫害発生予察情報「特殊報」、使用制限のかかる農薬変更登録情報、食品・添加物等規格基準の改正

(本文 34 頁へ)

1. 「農業技術の基本指針」(平成 26 年改正)(平成 26 年 3 月 27 日公表)

農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo04/140527.html>

本資料は、現場段階における農業技術に関連する施策・対策の検討、実施等を円滑に推進するため、農林水産省において、農政の重要課題に即した技術的対応の方向や農作物全般にわたる営農類型別の留意事項などについて取りまとめたもの。毎年、諸情勢の変化を踏まえた上で見直される。

本年の改正ポイントは、次の通り。

- (1) 平成 25 年 12 月に取りまとめた「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策を進めていく上で留意すべき技術的事項の追加
- (2) 今冬の大雪による被害発生を受けて、今後の雪害防止・低減に向けた技術的対策の追加
- (3) 平成 25 年度中に各局が発出した通知のうち、早急に生産現場への普及を推進すべき技術の追加

【関連項目(抜粋)】

※★は、平成 25 年中に発出通知等に基づく改定項目。()内の数字は、報告書の頁。

<新たな技術的対応の必要性>

我が国の農林水産業・農山漁村の課題の解決に向け「農林水産業・地域の活力創造プラン」として取りまとめられた。

本プランでは、

- ① 輸出促進などによる出国内外の需要（需要フロンティア）の拡大。
- ② 6次産業化の推進などによる需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築。
- ③ 農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの生産現場の強化。
- ④ 日本型直接支払の創設など、高齢化が進む農村を構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための農村の多面的機能の維持・発揮。

の4つの政策を柱として、「強い農林水産業」と「美しく活力のある農山漁村」を創り上げることとされ、本プランを実現する政策の展開方向として、6次産業化、水田フル活用と米政策の見直し、輸出促進等を着実に進めるため、今後農業現場等において以下に掲げる技術的な取組を進める必要があるとされた。

- i 新品種・新技術による「強み」のある農畜産物の創出
- ii 水田フル活用に向けた取組（飼料用米生産の取組など）
- iii 次世代施設園芸の推進

- iv 農林水産物・食品の輸出戦略
- v 薬用作物の生産振興
- vi 攻めの農業の実現に向けた技術実証
- vii 鳥獣被害対策の推進
- viii その他新たな技術的対応に関する通知等

これら技術的な取り組みを進める事項には、

「新たな技術的対応に関する通知」で、臭化メチル剤に代わる防除対策の導入が取り上げられ、臭化メチル剤に代わる防除対策を早期に普及する必要がある、土壌消毒用途及び収穫物用途の代替技術をとりにまとめたマニュアルを作成するなど、技術普及を図っている。

<関連情報>

農水省 HP「不可欠用途臭化メチルの国家管理戦略改訂版

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_meti/pdf/strategy_2.pdf

農水省 HP「臭化メチル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアル」

http://www.naro.affrc.go.jp/narc/contents/post_methylbromide/index.html

農水省 HP「臭化メチル剤の全廃に伴うクリシギゾウムシの代替防除技術について(未定稿)」

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/laboratory/fruit/material/046257.html

I 農政の重要課題に即した技術的対応の基本方向

(II) 食品の安全性の向上等 (11 頁)

1 農産物の安全性の向上

(1) 農産物の安全性を向上させるための工程管理の推進

農林水産省では、危害要因に関する汚染実態調査や各危害要因低減技術の開発・実証等の結果を基に、対策をまとめた指針等を作成している。

都道府県、生産者団体等は、これらの指針等に記載されている低減技術を、農業生産工程管理（GAP）の点検項目に取り入れるなど各産地の実情に合った方法で生産者に普及する。

(2) 有害物質等のリスク管理措置の徹底

ア かび・かび毒対策

農作物にかびが付着し増殖すると、収量や品質の低下を招くばかりでなく、かびの種類によっては、それが産生するかび毒によって汚染される可能性がある。このため、生産・貯蔵段階において、かびの付着・増殖の防止・低減に向けた以下の対策に取り組む。

イ カドミウム対策

食品を通じた国民の平均的なカドミウム経口摂取量は、健康に悪影響を及ぼすレベルにないが、農作物中のカドミウム濃度低減対策は重要である。

ウ 野菜の病原微生物対策

生鮮野菜は、肉類と比べて微生物が増えにくいとされ、病原微生物に汚染される可能性は低いと考えられているものの、生鮮野菜が原因と考えられる大きな食中毒事件が海外で報告されている。灌漑水や農機具等の衛生管理を徹底し、野菜の生産・出荷段階における病原微生物の付着・増殖の防止・低減を図る。

エ 野菜の硝酸塩対策

野菜中の硝酸塩をできる限り低減するため、過剰な施肥を避け、適切な施肥管理を徹底する。

(3) 農業生産資材の適正な使用・管理の徹底等 (14 頁)

ア 農薬

(7) 農薬の適正使用の徹底等 ★

(農薬の適正使用の徹底)

農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）、「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（注 1）等に基づき、適正使用の指導に取り組んできたところである。

しかしながら、適用作物の誤認や防除器具の洗浄の不徹底等の不注意に起因する農薬の不適正使用事例が見られている。

このため、「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（注 2）に則り、引き続き、農薬ラベルに表示された適用作物、使用時期等の使用方法を十分に確認して使用すること、防除器具の十分な洗浄を行うこと等の指導を徹底する。

なお、農産物直売所に出荷された農作物から適用のない農薬が検出される事例もあることから、農作物直売所に出荷を行う生産者に対しても指導を徹底する。

一方、不適正使用事例が発生した際は、その原因に則した再発防止策が講じられることが最も重要であることから、原因究明を行うよう指導を徹底する。

(住宅地等における農薬使用)

公園等の公共施設の植物、街路樹や住宅地に近接する農地及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないように、住宅地等における農薬使用時の農薬使用者の遵守すべき事項を示した「住宅地等における農薬使用について」（注 3）の周知を徹底する。具体的には、物理的防除等による農薬使用回数及び量の削減や農薬の飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう指導するとともに、幅広い事前周知の実施等により周辺住民に対して配慮するよう引き続き指導を徹底する。

(土壌くん蒸剤の適正使用)

土壌くん蒸剤であるクロルピクリン剤を使用した後、ビニール等で被覆しなかったために薬剤が揮散したことによる中毒事故が毎年発生している。このため、土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対しては、「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（注 4）に基づき、土壌くん蒸剤の取扱いについて、農薬ラベルに表示された使用上の注意事項を遵守し、周辺に影響を与えないよう風向きなどにも十分注意するとともに、被覆を完全に行う等揮散防止措置を講ずるよう指導を徹底する。

(農薬による蜜蜂への危害防止)

農薬による蜜蜂への危害を防ぐため、蜜蜂に対して毒性が比較的強い農薬については、以下のように表示されたラベルの注意事項を守って使用するよう指導を徹底する。

- ・ 散布の際に巣箱及びその周辺にかからないようにする。
- ・ 養蜂が行われている地区では都道府県の畜産部局と連携し、蜜蜂の危害防止に努める。など

また、蜜蜂に農薬がかかるのを防ぐため、農薬を使用する農家と養蜂家との間で、巣箱の位置・設置時期や、農薬の散布時期などの情報を交換し、巣箱を退避するなどの対策を講じるよう指導を徹底する。

(無登録農薬に係る取締)

農薬登録を受けることなく、チラシ等何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している資材又は成分上農薬に該当し得る資材については、安全性や含有成分が確認されていないだけでなく、農薬取締法違反となる可能性もあることから、生産現場において資材を使用しないよう、リーフレット等を用いて引き続き指導を徹底する。また、このような資材については、「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(注5)に基づき、監視体制の強化を図り、製造者、販売者等への指導を徹底する。

(注1) 「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知)

(注2) 「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」(平成23年9月5日付け23消安第3034号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長連名通知)

(注3) 「住宅地等における農薬使用について」(平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)

(注4) 「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」(平成18年11月30日付け18消安第8846号農林水産省消費・安全局長通知)

(注5) 「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(平成19年11月22日付け19消安第10394号農林水産省消費・安全局長通知)

<関連情報>

農水省 HP 「農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組」

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/index.html

(4) 農薬の保管管理等の徹底 (15頁)

農薬の保管管理に当たっては、農薬の用途外使用等誤った取扱いによる事故の発生を防止するため、販売者、農業者等に対し、正しい保管管理の指導に取り組んできたところである。

特に、農薬の誤飲による中毒事故については、「農薬の誤飲を防止するための取組について」(注)に基づき、農薬を飲食品の空容器に移し替えないこと等の指導を徹底する。

(注) 「農薬の誤飲を防止するための取組について」(平成23年5月16日付け23消安第1114号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)

(ウ) 使用残農薬、空容器及び販売が禁止されている農薬の適正処理 (16 頁)

やむを得ず使用後に残った農薬や使用後の農薬の空容器は、廃棄物処理業者への処理の委託等により環境に影響が生じないように適正処理を徹底する。また、その際、都道府県の指導の下、生産者団体等が中心となって、製造・流通販売に携わる者も含め、組織的な回収・処理を行う。

なお、農薬使用者が過去に購入して保有していた販売禁止農薬を誤って使用した事例が報告されているため、「販売禁止農薬等の回収について」(注)に基づき、ケルセン(ジコホール)及びベンゾエピン(エンドスルファン)について回収が徹底されるよう、改めて販売禁止農薬の使用禁止についての周知及び適正処理の指導を徹底する。

(注) 「販売禁止農薬の回収について」(平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)

< 関連情報 > 農水省 HP「農薬コーナー」<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

イ 肥料 (16 頁)

(エ) 肥料効果のない資材の肥料への混入の防止 (17 頁)

ニームオイル(インドセンダン種子抽出物)のような肥料効果が認められていない資材を肥料に混入して販売する事例が散見されるが、これは、肥料の品質を不当に低下させ、肥料の利用者に不利益をもたらす行為である。

このため、都道府県は、知事登録の普通肥料又は特殊肥料を生産する業者に対し、ニームオイル等の肥料効果が認められない資材を肥料に混入しないよう指導を徹底する。

(オ) 牛ふん堆肥の大量施用による農作物の生育障害の防止

輸入粗飼料に国内登録の実績が無い除草剤であるクロピラリドが残留し、その粗飼料を与えられた牛のふん尿を原料とする堆肥を慣行に比べて多量に施用した結果、ナスやトマト等に生育障害が発生する事例が近年再び発生している。

このため、地方農政局、都道府県は、「牛ふん堆肥の施用によるトマト及びミニトマトの生育障害発生への対応」(注 1)に基づき、有機栽培や大規模な土壌改良を行う場合など慣行的・定常的な用量を超えて輸入粗飼料が給与された牛のふん尿を原料とした堆肥を施用する場合は、クロピラリド感受性作物を用いた生物検定法等(注 2)によって生育障害のおそれがないことをあらかじめ確認し施用するよう農家に対して指導する。また、地域内流通する堆肥の生産・販売業者に対して、このような堆肥を通常の施用量を超えて施用することが明らかな農家に販売する場合には、クロピラリドによる生育障害のおそれがないことがあらかじめ確認された堆肥を販売するよう指導する。

なお、広域流通する牛ふん堆肥を生産・販売する業者に対しては、クロピラリドが含まれないことを確認した上で出荷するよう指導するものとする。

(注 1) 「牛ふん堆肥の施用によるトマト及びミニトマトの生育障害発生への対応」(平成 17 年 11 月 25 日付け 17 生産第 4619 号農林水産省消費・安全局長・生産局長連名通知)

(注 2) 「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減マニュアル」(新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業(平成 18~20 年度))

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/011167.html

(Ⅲ) 日本農業の体質強化・成長産業化に向けた取組 (21 頁)

農業従事者の減少、高齢化の進展による生産力の脆弱化が進む一方で、世界の食市場の規模が大幅に拡大すると見込まれている中で、諸外国が我が国の市場向けに輸出する農畜産物の品質や加工・物流技術を向上させてきている。

こうした状況の中で、国内の農林水産業の競争力を強化していくためには、これらの農業者が、技術力を生かした新たな品種や技術の開発・普及を進め、実需者等と連携して品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地で創出し、流通・加工分野も含めた取組を進めるなど農山漁村の6次産業化に取り組んでいく必要がある。また、品質についても、農業生産工程管理（GAP）の導入等を通じて、安全で高品質な農畜産物の生産を促進する必要がある。

2 生産コスト低減対策 (24 頁)

(2) 生産資材費の低減等 (25 頁)

生産コストの低減のためには、生産資材費の縮減に取り組むことが不可欠である。

このため、BB（バルク・ブレンド）肥料（粒状配合肥料）、大型包装農薬、輸入農機、低価格な農業機械等の低価格資材の供給、肥料・農薬等の広域的な農家配送拠点の整備等流通改革を進めることが重要である。

このことを踏まえ、コスト低減の観点から農業者が低価格資材を選択するよう意識啓発に努める。また、土壌診断に基づく適正施肥、病害虫発生予察情報の活用による合理的な薬剤使用に向けた使用薬剤の見直し（総合的病害虫・雑草管理（IPM）の導入・推進、防除体系の見直し）、農業機械の稼働等生産資材の効率的な利用等を推進する。

3 安定生産の推進 (28 頁)

(1) 適切な病害虫防除の推進

ア 農薬の適正使用の推進

農薬を安全かつ適正に使用することは、農産物の安全の確保により国民の健康を保護することや生活環境を保全するという観点から極めて重要である。

一方、作付体系、生産環境の変化等に伴う病害虫の発生様相の変化及び薬剤抵抗性病害虫の出現による防除効果の低下、並びに土壌病害虫やウイルス等の農薬だけでは対処が困難な病害虫の発生といった問題が生じている。

このため、農薬の使用に当たっては、周辺環境への影響等に配慮するとともに、薬剤抵抗性病害虫の発生を防ぐ観点から、以下の事項を徹底する。

- ① 病害虫・雑草の種類及び発生状況に応じた適切な有効成分・剤型の農薬を選定する。
- ② 農薬の使用量を必要最小限に留める。
- ③ 病害虫の発生がほ場の一部の場合、十分な防除効果が得られる範囲で部分的な農薬散布を実施する。
- ④ 同一系統薬剤の連続使用を避ける。

また、都道府県は、自らが作成する防除基準等の内容について、農薬使用基準との整合性を確認し、農業者の農薬の誤使用を招かないよう点検・見直しに努める。

イ 病害虫発生予察情報等の活用 (29 頁)

適切かつ効果的な病害虫防除とするため、病害虫の発生動向を予察し、適期防除を実施することが重要である。

このため、都道府県病害虫防除所は、作物の生育状況、気象情報、病害虫の発生量等の調査を行い、これらの調査結果に基づき、より高精度できめの細かい病害虫発生予察情報を作成し、関係機関への迅速な情報提供と防除指導に努める。

また、普及指導センター、市町村及び生産者団体は、病害虫発生予察情報や要防除水準（経済的被害の発生を考慮して防除の必要性を判断する目安となる病害虫の発生水準）の情報を活用し、農業者に対し、適時適切な防除を指導する。

ウ 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の推進

(7) 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の推進

病害虫防除に当たっては、病害虫発生予察情報を活用した適期防除に加え、伝染源の除去等による病害虫が発生しにくいほ場環境の整備を行うとともに、生物農薬や性フェロモン剤、温湯消毒等様々な防除技術の適切な組合せによる化学合成農薬だけに頼らない総合的病害虫・雑草管理 (IPM) を推進する。これにより、環境負荷を軽減するとともに農作物の安定生産に資する防除対策に取り組む。

都道府県においては、「総合的病害虫・雑草管理 (IPM) 実践指針」(注1)、「IPM 実践指標モデル」(注1)、「IPM マニュアル」(独)農研機構中央農業総合研究センター)及び「生物機能を活用した病害虫・雑草管理と肥料削減:最新技術集」(注2)等を参考に、地域の病害虫の発生状況等に応じた IPM 実践指標を策定し、これを活用した IPM 実践地域の育成等に努めることにより、農業者による IPM の実践を支援する。

(注1) 農水省 HP 「総合的病害虫・雑草管理 (IPM) 実践指針」及び「IPM 実践指標モデル」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/index.html

(注2) 農研機構 HP 「生物機能を活用した病害虫・雑草管理と肥料削減:最新技術集

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/030535.html

(4) 難防除病害虫への対策 (30 頁)

近年、トマト黄化葉巻病等のコナジラミ類及びアザミウマ類が媒介するウイルス病の発生が拡大している。これらのウイルス病に対しては媒介虫の防除が有効な対策であるが、多くの薬剤に対する抵抗性を持つ個体群の発生が確認されている。

このため、健全種苗の使用、罹病株の早期抜取り、除草、黄色粘着板による誘殺、施設開口部への防虫ネットの設置、栽培終了後の蒸込み処理等様々な防除方法を組み合わせた IPM を実践するとともに、新たな薬剤抵抗性を発達させないよう、同一系統薬剤の連用を避ける。

特にトマトへの被害が大きいトマト黄化葉巻病については、防除対策を取りまとめた「トマト黄化葉巻病への対応について」(注)及び試験研究の取組成果を取りまとめた「トマト黄化葉巻病の総合防除マニュアル」(平成21年5月(独)農研機構野菜茶業研究所)を参考に、防除を徹底する。

その際、病害虫防除所、普及指導センター及び試験研究機関等は、これらの通知等を踏まえて、地域の特性に応じた難防除病害虫の防除対策の確立に努める。

(注)「トマト黄化葉巻病への対応について」(平成19年5月18日付け農林水産省生産局種苗課長、野菜課長、消費・安全局植物防疫課長連名通知)

<関連情報>

農研機構 HP「トマト黄化葉巻病の総合防除マニュアル」

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/laboratory/vegetea/pamph/004272.html

エ 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策

平成18年5月に、食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度(いわゆる「ポジティブリスト制度」)が導入されたことにより、これまで以上に農薬の飛散(ドリフト)による周辺作物への影響防止対策の徹底が求められている。

農薬の飛散(ドリフト)による周辺作物の汚染や被害を防止する観点から、ドリフトの防止対策の徹底が必要である。特に、当該作物が農薬の適用作物に含まれていない場合は、食品衛生法に基づく農薬残留の一律基準である0.01ppmが適用されることとなり、これを超えると販売が禁止されるなどの重大な結果を招くこととなる。

このため、「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」(注)及び農薬飛散影響防止対策を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」等も参考に、都道府県の農作物病虫害防除指導関係、生産振興関係及び普及関係の部局、生産者団体等が連携して農薬飛散影響防止のための指導を徹底する。

(注)「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」(平成23年9月5日付け23消安第3034号農林水産消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長連名通知)

オ 空中散布の安全対策の強化 (31頁)

有人ヘリコプター又は無人ヘリコプターを利用して行う農薬の空中散布は、効率的で効果的な防除手段であるが、その実施に当たっては、安全対策を徹底するとともに、地域の関係者の理解と協力を得ることが重要である。このような中、無人ヘリコプターによる事故も毎年発生し、平成25年には操作要員が死亡する事故が発生したところである。

このため、都道府県は、「農林水産航空事業の実施について」(注1)、「農林水産航空事業実施ガイドライン」(注2)、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(注3)(以下「指導指針」という。)、
「平成24年度の無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告状況及び平成25年度以降に向けた安全対策の徹底について」(注4)及び「無人ヘリコプターによる空中散布の実施時における安全対策の徹底」(注5)に基づき、

- ① 実施区域及びその周辺の地理的状況、障害物、建築物、転作田等の位置関係を勘案し、散布区域、使用薬剤等について十分に検討した上で実施計画を策定すること
- ② 実施区域周辺の学校、病院等の公共施設及び居住者等にあらかじめ空中散布の実施予定日時、区域、薬剤の内容等を連絡すること
- ③ 架線等への接触事故を防止するため、実施主体は、散布ほ場及びその周辺の危険箇所等を具体的に書き込んだほ場地図を作成し、散布実施者に配布すること

④ 散布実施者は、散布前に③の地図を用いて、地図に記載された危険箇所等の確認を実施すること。
なお、地図に記載されていない細い架線、電柱支線等の有無についても、自らの目で確認して、それらの位置情報を確実に把握すること等についての指導を徹底する。

特に、近年利用面積が増加している無人ヘリコプターによる空中散布については、面積の増加に伴い、より一層の安全対策の徹底が求められていることから、都道府県は指導指針に基づき、各都道府県単位及び市町村・実施区域単位で協議会を設け、当該協議会が各地域における安全対策の中心的役割を果たすよう指導を徹底する。

(注1) 農水省 HP「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号
農林水産省農林水産事務次官依命通知)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/pdf/yuzin1.pdf>

(注2) 農水省 HP「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成16年4月20日付け16消安
第484号農林水産省消費・安全局長通知)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/pdf/yuzin2.pdf>

(注3) 農水省 HP「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕
第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/pdf/mujinnheri_sisinn.pdf

(注4) 農水省 HP「平成24年度の無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告状況及び
平成25年度以降に向けた安全対策の徹底について」(平成24年3月12日付け24消安第5953
号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/mizin_tuuti/pdf/250312_5953.pdf

(注5) 農水省 HP「無人ヘリコプターによる空中散布の実施時における安全対策の徹底」(平成
25年7月19日付け25消安第2160号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/mizin_tuuti/pdf/25anzen.pdf

<関連情報>

農水省 HP「農林水産航空事業の実施状況について」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/

カ 臭化メチル剤に代わる防除対策の導入・普及の推進 ★ (32頁)

臭化メチル剤は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国会合でオゾン層破壊物質として指定され、一部の臭化メチル剤が必要不可欠な処理については「不可欠用途」として使用が認められてきた。

不可欠用途としての臭化メチル剤は、土壌及び収穫物(くり)の病害虫防除に用いられてきたが、「不可欠用途臭化メチルの国家管理戦略改訂版」(注1)に基づき、土壌消毒用途は平成24年末、収穫物用途は平成25年末をもって全廃した。

このため、都道府県は、土壌消毒用途の代替防除対策をとりまとめた「臭化メチル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアル」（注2）、収穫物用途の代替技術を取りまとめた「臭化メチル剤の全廃に伴うクリシギゾウムシの代替防除技術について」（注3）などを参考とし、臭化メチル剤に代わる防除対策の普及に努める。

その際、病害虫防除所、普及指導センター及び試験研究機関等は、これらのマニュアル等を踏まえて、地域の品種構成や栽培条件に応じた防除対策の確立に努める。

（注1）農水省 HP「不可欠用途臭化メチルの国家管理戦略改訂版

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_meti/pdf/strategy_2.pdf

（注2）農水省 HP「臭化メチル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアル」

http://www.naro.affrc.go.jp/narc/contents/post_methylbromide/index.html

（注3）農水 HP「臭化メチル剤の全廃に伴うクリシギゾウムシの代替防除技術について(未定稿)」

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/laboratory/fruit/material/046257.html

キ 重要病害虫発生時の基本対応

国内にまん延すると有用な植物に重大な損害を与えるおそれのある重要病害虫が発生した場合には、国及び都道府県が連携し、これを駆除し、そのまん延を防止するために必要な措置を迅速かつ確に講ずることが必要である。

このため、平成24年5月に策定した「重要病害虫発生時対応基本指針」（注）に基づき、連絡体制の構築等の事前の準備に取り組むとともに、地域の地理的条件や栽培品目を踏まえた積極的な侵入警戒調査等の実施により重要病害虫の早期発見に努める等、的確な対応を行う。

（注）「重要病害虫発生時対応基本指針」（平成24年5月17日付け24消安第650号農林水産省消費・安全局長通知）

<関連情報>

農林水産省 HP「重要病害虫発生時対応基本指針について」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/ap/ap.html

(2) 鳥獣被害防止対策の推進 ★ (33頁)

野生鳥獣による農林水産業に係る被害は、その生息分布域の拡大、農山漁村の過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域を中心に全国的に深刻化している状況にある。

このような事態に対処するため、市町村において、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年農林水産省告示第254号）に則して、被害防止計画を作成し、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえつつ、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲や侵入防止柵の設置等の取組を総合的かつ計画的に推進する。なお、市町村が被害防止計画を作成するに当たり、都道府県は、試験研究機関や大学等の専門家の助言等を得つつ、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供や被害防止対策に関する技術的助言など、必要な援助に努める。

なお、「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」に基づき、農林水産省及び環境省において、被害の主な原因となっているシカ・イノシシの生息頭数を 10 年後までに半減する数値目標を掲げた「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめたことを念頭に、都道府県及び市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づく捕獲活動の強化、捕獲の担い手確保に努める。

また、被害防止対策については、野生鳥獣の生態特性に応じた適切な対策を実施することが重要であることから、「野生鳥獣被害防止マニュアルーイノシシ、シカ、サル(実践編)ー」(平成 19 年 3 月版)、「野生鳥獣被害防止マニュアルー鳥類編ー」、「野生鳥獣被害防止マニュアルーハクビシンー」(平成 20 年 3 月版)、「野生鳥獣被害防止マニュアルーイノシシ、シカ、サル、カラス(捕獲編)ー」(平成 21 年 3 月版)、「野生鳥獣被害防止マニュアルーアライグマ、ヌートリア、キョン、マングース、タイワンリス(特定外来生物編)ー」(平成 22 年 3 月版)、「野生鳥獣被害防止マニュアルーシカ、イノシシ(捕獲獣肉利活用編)ー」(平成 23 年 3 月版)、「野生動物管理システムハンドブックーニホンザル・ニホンジカの総合的な被害対策の進め方ー」(平成 24 年 3 月版)、「イノシシ被害対策の進め方 捕獲を中心とした先進的な取り組み」(平成 25 年 3 月版)などを参考とし、次の事項(ア～エ)に留意する。

なお、地域において被害防止対策を実施する際には、市町村、農林漁業に係る生産者団体、狩猟者団体、普及指導センター等の関係機関が一体となった実施体制を構築するとともに、市町村において鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置を推進する。その際、必要に応じて、農林水産省が登録・紹介を行っている農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを活用する。

ア 野生鳥獣を引き寄せない営農管理の徹底等 (34 頁)

農作物の収穫残さ等をほ場や集落に放置しない、収穫しない果実を樹木等に放置しないなど、日頃から野生鳥獣を引き寄せない営農管理を徹底するとともに、集落周辺の環境整備等を推進する。

イ 計画的な侵入防止対策の推進

野生鳥獣の農地等への侵入を防止するために、被害を及ぼす個体・個体群の行動経路や地形等に留意し、追い払い活動の着実な実施やネット柵、電気柵等の野生鳥獣の行動特性に応じた侵入防止柵の計画的な設置を推進する。その際、侵入防止柵については、効率性の観点から、個々の農地ごとでなく、本来の生息地と農地の間に広域的に設置するよう留意する。また、サルの追い払いに効果の高い犬の活用とその技術開発、被害を及ぼす鳥獣を忌避させる農作物等の導入を推進し、被害防止効果を向上させる。

さらに、侵入防止対策の推進に当たっては、集落を単位として、追い払い活動、侵入防止柵の設置・点検管理等に共同で取り組む体制を構築する。

ウ 生息環境管理のための里地里山の整備等の推進

耕作放棄地の草刈りや牛、山羊等の放牧等による緩衝帯の設置、野生鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等の里地里山の整備、保全等を推進する。また、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資するため、地域の特性に応じ広葉樹林の育成等に努める。

エ 捕獲を含めた総合的な対策の推進

被害を及ぼす野生鳥獣の個体数調整を的確に実施するため、狩猟者団体との連携の下、農業者等の地域住民、市町村や農林漁業団体の職員等による捕獲体制を構築し、安全で効果的な箱わな等の活用によ

る適切な捕獲を実施する。また、これらの取組と効果的・効率的な防護対策を組み合わせ、計画的・総合的な被害防止対策を推進する。

さらに、捕獲した鳥獣を地域資源として捉え、安全性を確保しつつ、肉等の加工、販売等の取組を推進し、地域の活性化と市場の拡大等を図る。

<関連情報>

農林水産省 HP「鳥獣被害対策コーナー」

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>

環境省 HP「クマ類出没対応マニュアル」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

農林水産省 HP「農業新技術 2007」（イノシシ、サルの侵入防止効果の高い防護柵）

http://www.s.affrc.go.jp/docs/new_technology.htm

農研機構 HP「鳥獣害管理プロジェクト」

<http://www.naro.affrc.go.jp/org/narc/chougai/>

農研機構 HP「農研機構の鳥害対策」

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/files/narc_pamph_narochougai.pdf

農林水産省 HP「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/pdf/kyouka.pdf>

農林水産省 HP「イノシシ被害対策の進め方～捕獲を中心とした先進的な取り組み」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_manual2.html

(IV) 資源・環境対策の推進 (40 頁)

農業は自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによって、その恵みを享受する生産活動である。農業が本来有する自然循環機能を発揮することにより、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視した持続可能なものへ転換していくことが重要である。

このため、環境と調和のとれた農業生産や省エネルギー・省資源化、バイオマスの活用等を推進する。さらに、地球温暖化や生物多様性保全といった問題にも分野横断的に対応していく必要がある。

1 環境と調和のとれた農業生産の推進

(1) 農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業の推進

環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業」をいい、環境に対する農業の公益的機能の向上に資するものである。

こうしたことも踏まえ、引き続き、全ての農業生産活動をより環境保全を重視したものに転換することを基本とし、具体的には全ての農業者が、①堆肥の施用等による土づくりの励行、②土壌診断に基づく適正な施肥、③発生予察情報の活用等による効果的・効率的な防除、④使用済み廃プラスチック等の

廃棄物の適正処理、⑤エネルギーの節減等を内容とする農業環境規範を遵守した生産を行うことを目指す。

イ 農薬が環境に与える負荷の低減（42頁）

河川や湖沼への農薬流出による水質及び水生生物への影響、周辺への飛散による被害等を防止するため、「水質汚染防止のための農薬の適正使用の徹底について」（注1）及び「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（注2）に基づき、地形や散布時の気象等に十分配慮した農薬の適正使用の徹底を進めてきたところである。

しかしながら、使用残農薬や防除器具の洗浄液を排水路や河川に廃棄する等により魚介類へ影響を与えた事例が報告されている。また、環境省が全国で実施している水質検査の結果、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値案を上回る濃度の農薬成分が検出された事例があった。

このため、引き続き使用残農薬の適正な処理を指導するとともに、「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」（注3）に基づき、水田における農薬使用に際し止水に関する注意事項を守り、畦畔の整備などの必要な措置を講じ、河川等への農薬の流出を防止するよう指導する。

（注1）「水質汚染防止のための農薬の適正使用の徹底について」（平成6年10月6日付け6農蚕第6086号農林水産省農蚕園芸局長通知）

（注2）「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知）

（注3）「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」（平成23年10月12日付け23消安第3601号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）

2. 平成 25 年度「食料・農業・農村の動向」・平成 26 年度「食料・農業・農村施策」(平成 26 年 5 月 27 日公表)

農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo04/140527.html>

全体の構成は、以下の通り。

平成 25 年度「食料・農業・農村の動向」

第 1 部 食料・農業・農村の動向

トピックス 1 : 「和食」のユネスコ無形文化遺産登録 ～次世代に伝える日本の食文化～

- 1) 「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を受け、「和食」の特徴や日本食文化の保護・継承、内外への発信強化の重要性等について記述

トピックス 2 : 農地中間管理機構の創設と経営所得安定対策の見直しなど 4 つの改革

- 1) 平成 25 年 12 月、内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において、農政改革のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定。
- 2) 農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指す。
- 3) 同プランに基づき、産業政策、地域政策として以下の 4 つの改革を進め、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備。地域一体となって農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、食料自給率・自給力の維持向上と食料安全保障を確立することを通じて「強い農林水産業」を創造。

① 農地中間管理機構の創設

農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消を加速

② 経営所得安定対策の見直し

農業の構造改革にそぐわない面がある米の直接支払交付金の廃止等の実施

③ 水田フル活用と米政策の見直し

主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米等の需要のある作物の制裁を振興。意欲ある農業者が自らの経営判断で作物を選択する状況を実現。

④ 地域政策として、日本型直接支払制度の創設

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援。規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し構造改革を後押し。

第 1 章 食料の安定供給の確保に向けた取組

- 1) 世界の食料需給や我が国の食料自給率の動向、食料安全保障に向けた取組や農産物貿易交渉の状況について記述
- 2) 食料消費や食品産業の動向、食育の推進、食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組状況について記述

第2章 強い農業の創造に向けた取組

- 1) 農業の構造改革の推進、農業生産基盤の整備・保全、農業の高付加価値化等の推進について記述
- 2) 主要農畜産物の生産等の動向、最新の研究・技術開発や環境保全を重視した農業生産、農業関連団体の取組状況を記述

第3章 地域資源を生かした農村の振興・活性化

- 1) 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮、鳥獣被害の現状と対策、地域資源の保全の取組状況を記述
- 2) 再生可能エネルギーの推進、都市と農山漁村の共生・対流や都市農業の振興等の取組状況を記述

第4章 東日本大震災からの復旧・復興

- 1) 被災地域における農地等の復旧・復興状況、農畜産物や食品の安全確保に向けた取組、被災した農家の営農再開に向けた足取等について記述

第2部 平成25年度 食料・農業・農村施策

概説

- I 食料自給率の向上に向けた施策
- II 食料の安定供給の確保に関する施策
- III 農業の持続的な発展に関する施策
- IV 農村の振興に関する施策
- V 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

平成26年度「食料・農業・農村施策」

概説

- I 食料自給率・自給力の向上に向けた施策
- II 食料の安定供給の確保に関する施策
- III 農業の持続的な発展に関する施策
- IV 農村の振興に関する施策
- V 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策
- VI 食料・農業・農村に横断的に関係する施策
- VII 団体の再編整備等に関する施策
- VIII 食料・農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3. 「有機農業の推進に関する基本的な方針」の公表について(平成 26 年 4 月 25 日)

農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kankyo/140425.html>

有機農業の推進に関する法律に基づき「有機農業の推進に関する基本的な方針」を平成 19 年 4 月に初めて策定・公表した。

平成 25 年 7 月 25 日、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を諮問し、パブリックコメントを踏まえ答申した。

基本方針の構成(第 1~4)と要点は以下の通り

第 1 有機農業の推進に関する基本的な事項

- 1) 平成 19 年基本方針の策定により、有機農業の取組はわずかながらも増加傾向を示し、有機農産物に対する需要や農業者数が増大しつつある。
- 2) 有機農業は、多くの場合、病害虫の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うことから、農業者が容易にこれに従事できるようにすることが重要。
このため、地域の気象条件・土壌条件等に適合した技術体系を確立・普及するための取組への支援強化、各種支援施策の充実、その積極的な活用を図ることが必要。
- 3) 有機農産物に対する需要の増加も見込まれることから、生産、流通、販売又は利用の確保・拡大を図ることが重要。
このため、技術体系の確立・普及、農業者の経営の安定のため各種支援施策を積極的に展開することが必要。また、有機農業者や農業団体等と、有機農産物流通業者、販売業者等の関係者が連携・協力し、広域流通、地産地消、地域内流通を推進することが重要。
- 4) 消費者が容易に有機農産物を入手できるように、多様な販売機会を設けことが重要。
このため、有機農産物の生産拡大に努めるとともに、生産者、流通、販売から消費者の間の情報の受発信の支援が必要。さらに、生産及び消費の拡大に伴う有機農産物等の表示への理解の促進や適正な表示の確保が必要。

第 2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

- 1) 有機農業による就農希望者や慣行農業から有機農業への転換を考える農業者が相当数見込まれることに加え、有機農産物に対する消費者や実需者の需要の増加も見込まれることなどを踏まえ、国及び地方公共団体は、有機農業の一層の拡大を図るよう努めることとし、関係者の目標を次のとおり定める。
- 2) おおむね平成 30 年までに、現在 0.4%程度と見込まれる耕地面積に占める有機農業の取組面積を倍増(1%)させる。
- 3) 都道府県において、主要な作物を対象に地域の気象・土壌条件等に適合し、安定的な品質・収量を確保できるよう有機農業の技術体系を確立する。
- 4) 都道府県は、有機農業に関する普及指導体制を整備することとし、その整備率を、お

おおむね平成 30 年までに 100%とする。

- 5) 有機農業に対する消費者の理解を一層増進することとし、有機農業は、化学合成肥料・農薬を使用しない等を基本とし、環境への負荷低減、自然循環機能増進、生物多様性影響の低減に取り組むものであることを理解する消費者の割合を、おおむね平成 30 年までに 50%以上とする。
- 6) 都道府県にあっては、有機農業者や推進する民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関、農業団体等で構成する有機農業の推進を目的とする体制の整備を一層促進することとし、おおむね平成 30 年までに 100%とする。
また、市町村にあっては、先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなど体制を整備することとし、整備率をおおむね平成 30 年までに 50%以上とする。

第 3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

- 1) 国及び地方公共団体は、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者等に、円滑に有機農業ができるよう、国及び地方公共団体における就農相談に加え、先進的な有機農業者等による各種研修機会の拡大に努める。
- 2) 国及び地方公共団体は、有機農業者や農業団体等に対して、消費者や実需者との情報の積極的な受発信を行うよう促し、他の業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう働きかけに努め、有機農産物の流通・販売面の支援に努める。
- 3) 国及び地方公共団体は、互いに協力して、各機関で開発、実践されている様々な技術を探求し、地域の気象・土壌条件等に適合し、安定的な品質・収量を確保できる技術体系を確立するよう努める。
- 4) 国及び地方公共団体は、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、有機農業者と消費者との連携を基本とし、インターネットの活用やシンポジウムの開催による情報の受発信などを通して、消費者をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、学校関係者等に対して情報の提供に努める。

第 4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

- 1) 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

4. 平成 26 年度「農薬危害防止運動」(平成 26 年 4 月 25 日公表)

農水省 HP : http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/index.html

実施主体は、農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が運動の実施主体で、農薬の使用現場においては、関係団体等が一体となって運動を推進する。

農薬危害防止運動実施要綱を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施する。

【実施要綱骨格】

第 1 趣旨

第 2 名称

第 3 実施期間

第 4 実施主体

第 5 実施事項 (骨格と対応する協会取組等を紹介する)

農薬危害防止運動実施要綱	協会の取組等
1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発	
(1) 広報誌等による普及啓発	1) 当会 HP に「農薬でんわ相談」「情報の窓」「行政の動き」等を設け、情報提供 ※農薬工業会は、その HP で「農薬をご使用になる方」「教えて!農薬 Q&A」を設け情報提供
(2) 講習会等の開催を通じた普及啓発	1) 都道府県等が開催する講習会等へ、要請を受け、講師を無償で派遣する(農薬工業会との協働事業)
(3) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等	1) 農薬工業会作成の「農薬中毒の症状と治療法(第 15 版)」(医師用)を当会 HP に掲載
2 農薬による事故を防止するための指導等	
(1) 農薬散布時の事故防止対策の周知	
ア 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底	※クロルピクリン工業会はその適正使用について啓発資料を作成し配布
イ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底 ① 農業生産場面 ② 公園等一般場面	1) 支部大会テーマとして取り上げ周知
ウ 航空防除における農薬使用に当たっての留意事項の徹底 有人及び無人ヘリコプターを用いて農薬を散	

布する場合	
農薬危害防止運動実施要綱	協会の取組等
(2)農薬の保管管理及び適正処理に関する指導	1) リーフレットを都道府県等が開催する講習会等へ、要請を受け、無償で提供する(農薬工業会との協働事業)
(3)農薬使用者の健康管理	リーフレット作成・配布
(4)事故情報の把握	
3 農薬の適正使用等についての指導等	
(1)農薬使用基準の遵守の徹底	1) リーフレットを都道府県等が開催する講習会等へ、要請を受け、無償で提供する(農薬工業会との協働事業)
ア 適用のない作物に誤って農薬を使用しない	リーフレット作成・配布
イ 使用した農薬が散布対象の作物とは別の作物に付着・残留の防止	リーフレット作成・配布
ウ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない	リーフレット作成・配布
エ 止水期間の遵守し適切な水管理や畦畔整備	リーフレット作成・配布
(2)販売及び使用を禁止された農薬の適切な処理	
(3)無登録農薬の疑いのある資材の使用に関する指導	
(4)その他の留意事項 ア 現地混用 イ ヨウ化メチル ウ 不要農薬の処理	リーフレット作成・配布
4 農薬の適正販売の指導等	
(1)農薬販売者に対する指導	
(2)農薬販売者の届出等に関する指導	
(3)販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導	
(4)無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導	
5 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携	
(1)蜜蜂の危害防止対策	
(2)水産動植物の被害及び水質汚染の防止対策	リーフレット作成・配布

5.特定農薬（特定防除資材）

農水省 HP : http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tokutei/

(1) 平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第一号(特定農薬を指定する件)の一部を改正する告示(平成 26 年 3 月 28 日改正)

告示改正により、天敵(昆虫綱及びクモ綱に属する動物で使用場所と同一都道府県で採取されたもの)、重曹及び食酢に加え、新たに「エチレン」、「次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られたものに限る)」が特定農薬に追加された。

(2) 「特定農薬（特定防除資材）として指定された資材(天敵を除く。)の留意事項について」(平成 26 年 3 月 28 日、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長 連名通知)

4 資材の指定対象の範囲及び使用する際の注意点は、添付「資料」(別紙 1～4)のとおり。

(3) 「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について」(平成 26 年 3 月 28 日、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長 連名通知)

平成 21 年 3 月 2 日「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について」両局長通知により、審議会(平成 20 年 11 月 21 日)の了承を受け、IPM の有効な手段として、留意事項を順守することにより、土着天敵の「増殖利用」は土着天敵の利用と解釈することとした。

今回の通知は、審議会(平成 25 年 11 月 1 日)において、留意事項に明記されていなかった天敵の範囲及び天敵を増殖する場所について明記した上で、天敵の使用等の情報を提供することが適切としたことを受けたもので、天敵の使用、増殖又は販売に伴う自然環境や生体系への悪影響を避けるため、告示に規定する天敵の範囲及び使用等に当たり留意すべき事項を取りまとめた。

(4) 「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」(平成 26 年 3 月 28 日、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長 連名通知)

特定農薬は、改正農薬取締法(平成 14 年 12 月 11 日)により、新たに無登録農薬の製造や使用を禁止したため、農作物の防除に使う薬剤や天敵で、安全性が明らかなものまで農薬登録を義務付ける過剰規制とならないよう、仕組みが作られた。

農水省は、この特定農薬の指定検討に当たり、法施行後の無登録農薬の使用に当たらないよう、都道府県を通じ、広く関連する資材の情報を求め(平成 14 年 11 月～12 月)、全国から 2900 件の情報が寄せられ、重複を整理し 740 種類に整理した。こ

れら資材の使用は、「使用者自らが農薬と同様の効果があると信じて使用するものは取締りの対象としないこと」とされている。

その後、農水省と環境省の合同会合で対象資材について検討が進められ、上記の「特定農薬」の指定やその後の安全性や使用実態に関する更なる情報収集を行い「使用の実態のないもの」、「農薬の定義に該当しないもの」等の区分に整理し検討が進められた。

現在は、「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としている資材の取扱い(案)についての意見・情報の募集」（平成 25 年 12 月 25 日公示）パブリックコメント(12/24～1/22)を踏まえ、添付「資料」（別紙 2）の検討対象資材 12 剤（内、エチレンと電解次亜塩素酸水は特定農薬に指定済）までに整理されている。

1 エチレンの範囲について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 にのっとり表示又は工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条に基づく日本工業規格 Z7253 に規定する安全データシート（SDS）等により製品規格が確認できるもの（エチレンとその他の化学物質との混合物を除く。）

2 参考となる対象病害虫等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病害虫等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
エチレン	発芽抑制剤及び成長促進剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょの萌芽抑制 ・バナナ、キウイフルーツ等の果実の追熟促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょ：エチレン濃度 4～20ppm、貯蔵期間中、常時所定の濃度を保つ（貯蔵庫内の温度は 8℃程度）。 ・バナナ：エチレン濃度 300～1,000ppm、処理時間 24 時間（貯蔵庫内の温度は 13～19℃程度）。 ・キウイフルーツ：エチレン濃度 10ppm 程度、処理時間 10～12 時間程度（貯蔵庫内の温度は 15～20℃程度）。 （使用場所はいずれの作物も貯蔵庫内）	<ul style="list-style-type: none"> ・エチレンやエチレンの入ったボンベを取り扱う際には、他法令（高圧ガス保安関係法令、労働安全衛生関係法令等）による規制を遵守すること。

1 次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。

以下「電解次亜塩素酸水」という。）の範囲について

次に掲げる水溶液であって、pH6.5以下、有効塩素10～60mg/kgのものとする。

一 0.2%以下の塩化カリウム水溶液（99%以上の塩化カリウムを飲用適の水に溶解したものを有隔膜電解槽（隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解して、陽極側から得られる水溶液

二 2～6%の塩酸を無隔膜電解槽（隔膜で隔てられていない陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解し、飲用適の水で希釈して得られる水溶液

2 参考となる対象病害虫等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病害虫等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
電解次亜塩素酸水	殺菌剤 (散布用)	<ul style="list-style-type: none"> ・きゅうりのうどんこ病 ・いちごの灰色かび病 	<ul style="list-style-type: none"> ・生成直後の電解次亜塩素酸水を200L/10a 散布。 ・生成直後の電解次亜塩素酸水を1.5～2L/ 株散布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電解次亜塩素酸水中の有効塩素は、時間の経過とともに減少し、有害物質である亜塩素酸や塩素酸が生成されるので、使用の度に製造し、製造後は速やかに使用すること。 ・有隔膜電解槽を用いて電解次亜塩素酸水を生成する際に発生する陰極側の水溶液の排水処理は、日本電解水協会が作成した使用マニュアル等を参考に、他法令を踏まえ適切に実施すること。 ・酸性の強い電解次亜塩素酸水を使用すると農作物に酸焼けが生じたり、皮膚等に刺激が生じる事例が確認されているので、日本電解水協会が作成した電解次亜塩素酸水の使用マニュアルに従って使用すること。

1 重曹の範囲について

- 一 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）に適合する炭酸水素ナトリウム、重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダであって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）にのっとり表示がされたもの
- 二 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）に適合する炭酸水素ナトリウムであって、同令にのっとり表示がされたもの
- 三 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく日本薬局方（平成23年3月24日厚生労働省告示第65号）医薬品各条に規定する炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであり、同法及び同告示にのっとり表示がされたもの
- 四 雑貨工業品品質表示規程（平成9年12月1日通商産業省告示第672号）にのっとり表示がされた住宅又は家具用の洗剤であって主要な成分が炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであることが確認できるもの
- 五 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条に基づく日本工業規格（以下「JIS」という。）K8622に規定する「炭酸水素ナトリウム（試薬）」であって、JISにのっとり表示がされたもの
- 六 JIS Z7253に規定する安全データシート（SDS）その他の表示により製品規格が確認できるもの

2 参考となる対象病害虫等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病害虫等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
重曹	殺菌剤 (散布用)	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜類、ばら、ホップの灰色かび病 ・野菜類、ばら、ホップのうどんこ病 ・野菜類のさび病 	<ul style="list-style-type: none"> ・重曹濃度 0.1%程度に薄めたものを 150～500L/10a 散布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・にがうりに使用する場合、えらぶ、か交5号、チャンピオン、久留米百成2号又は吉田系の品種では、薬害が生じた事例がある。

(注) 登録農薬である炭酸水素ナトリウム剤の登録内容を参考に「薬効が認められる対象病害虫等」を記載。

1 食酢の範囲について

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)第 19 条の 13 に基づく加工食品品質表示基準(平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号)及び食酢品質表示基準(平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1668 号)にのっとった表示がされたもの

2 参考となる対象病害虫等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病害虫等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
食酢	殺菌剤 (種子消毒用)	・稲のもみ枯細菌病、ばか苗病、ごま葉枯病	・酸度 0.1~0.25%程度に薄めたものに 24 時間もみを浸漬。 ※焼酎、糖類と混合したものを使用している事例もある。	・有害な成分が抽出されるおそれがあるので、食用に供しない物を漬け込んだ食酢の使用は避けること。

(注) 過去登録のあった酢酸液剤の登録内容を参考に「薬効が認められる対象病害虫等」を記載。

特定農薬（特定防除資材）の検討対象としている資材の取扱い（案）

① 引き続き検討対象とする資材

番号	資材名
1	インドセンダンの実、樹皮、葉
2	ウエスタン・レッド・シーダー（ヒノキ科ネズコ属樹木）
3	エチレン ^{※1}
4	甘草（マメ科カンゾウ）
5	酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液
6	二酸化チタン
7	ヒノキチオール、ヒバ油
8	ヒノキの葉
9	ホソバヤマジソ（シソ科）
10	電解次亜塩素酸水 ^{※2}
11	酒類（焼酎） ^{※3}
12	木酢液、竹酢液

※1 「エチレン」については、特定農薬に指定することについて、別途パブリックコメントを実施（平成25年12月16日から平成26年1月14日）。

※2 「電解次亜塩素酸水」については、特定農薬に指定することについて、別途パブリックコメントを実施（平成25年10月21日から平成25年11月19日）。なお、指定する際の名称は他法令との整合性を踏まえ、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」とする。

※3 酒類のうち、「焼酎」については、特定農薬に指定することについて、別途パブリックコメントを実施（平成25年12月16日から平成26年1月14日）。

蜜蜂被害事例調査の中間取りまとめ及び今後の対策について(平成 26 年 6 月 20 日公表)

農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/140620.html>

多数の蜜蜂が死亡したり巣箱からいなくなる原因としては、ウイルスや細菌等の病原体、ダニその他の寄生虫、農薬、栄養不足、環境ストレスなどが考えられている。

平成 21 年に花粉交配用蜜蜂の不足が生じた際、(独)農研機構畜産草地研究所が報告書を取りまとめ、情報提供者が異常の原因として挙げたものの中には、農薬やダニが含まれているが、大半は原因不明とされた。

そこで、農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、被害防止対策を検討するため、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間、蜜蜂被害事例調査実施要領を定め、都道府県畜産部局、農薬担当部局に通知(平成 25 年 5 月 30 日)した。

今回、25 年度の蜜蜂被害事例の調査結果と今後の対策が報告された(添付「資料」)。

結果のポイント

- (1) 養蜂家に対する呼びかけを強化した結果、過去の調査時(24 年度 : 11 件)より多い 69 件の被害事例が報告された。
- (2) 蜜蜂被害は、水稻の開花期に多く、水稻カメムシ防除に使用した農薬(殺虫剤)を直接浴びたことが原因の可能性があると考えられた。ただし、蜜蜂からは、カメムシ防除に使用される複数の殺虫剤が検出されている等、どの殺虫剤が蜜蜂の被害を生じさせやすいかの推定はできない。
- (3) これまで農林水産省が指導してきた、農家と養蜂家との情報の共有が不十分であるなどの課題が明らかになった。

平成 26 年 6 月
消費・安全局

蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策について

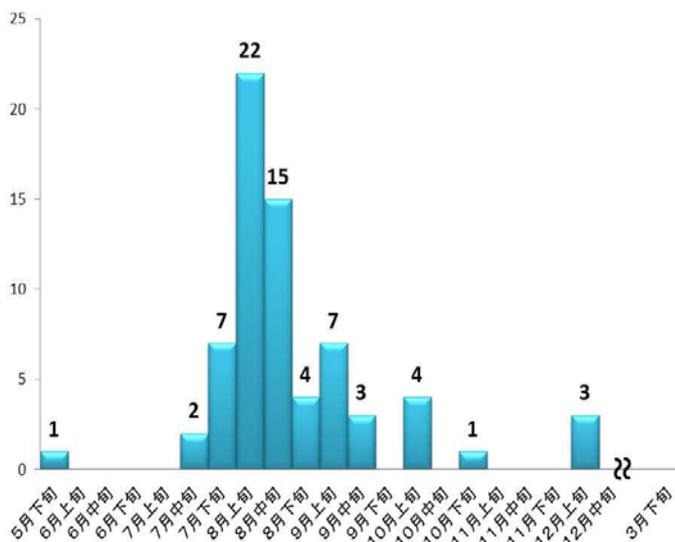
1. 蜜蜂被害事例調査の結果

- ・農林水産省は、平成 25 年度から 3 年間の予定で、都道府県の畜産部局及び農薬部局による蜜蜂の被害事例に関する調査を実施。
- ・本調査中間報告は、平成 25 年度（H25. 5/30～H26. 3/31）に報告のあった被害事例について中間的に取りまとめたもの。

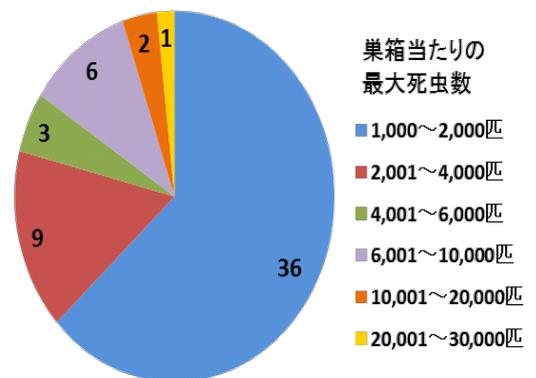
（被害の状況）

- ・調査期間中に 69 件の被害事例が報告。このうち 90%が 7 月中旬から 9 月中旬に発生。
- ・巣門前に 1,000 匹/箱以上の死虫が観察された 57 件のうち、2,000 匹/箱以下のものが 60%以上を占めていた。一方で、1 万匹/箱以上の被害も見られた。

（件数）



時期別発生件数 (n=69)



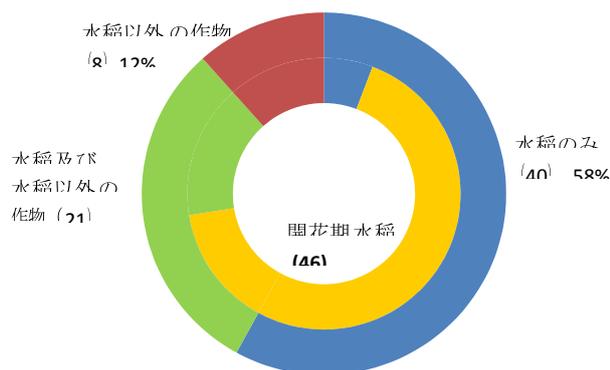
被害の発生規模別件数 (n =57)

* 1 巣箱当たりの死虫数 1,000 匹以上のもの

- ・今回報告された被害は、死亡虫数が多い事例においても、蜜蜂の大量失踪は報告されておらず、働き蜂のほとんどが女王蜂や幼虫などを残したまま突然いなくなり、蜜蜂の群れが維持できなくなってしまう「蜂群崩壊症候群 (CCD)」の懸念を生じさせる事例は確認されなかった。

(カメムシ防除との関係)

- 被害が発生した 69 件の蜂場のうち、61 件の蜂場の周辺で水稲が栽培されていた。
46 件では水稲は開花期(出穂期～穂揃期)だった。



周辺作物別被害事例件数 (n=69)

- 水稲の開花期に発生した 46 件のうち 60%以上で被害が発生する直前に周辺で水稲のカメムシ防除のための殺虫剤散布が行われていたとの報告があった。また、12 件では死虫が採取され、その大部分から殺虫剤の成分が検出された。
- 検出された 9 成分のうち 6 成分は水稲のカメムシ防除に用いられる殺虫成分であった。

ネオニコチノイド系 (3 成分, 延べ 7 件) :	クロアキジソン 5 件, イミダクロプリド 1 件, ジメトフラン 1 件
ピレスロイド系 (2 成分, 延べ 11 件) :	エトフェンプロックス 9 件, シラフルオフェン 2 件
ゾール系 (1 成分, 7 件) :	エチプロール 7 件
- LD50 値 (半数致死量) の 1/10 程度～LD50 値程度の高い値が検出されたものもあった。
- これらから、蜜蜂被害は水稲の開花期に多く、カメムシ防除に使用した殺虫剤への直接曝露が原因の可能性があると考えられた。
- ただし、検出された殺虫剤の有効成分の濃度からは、報告された被害の全てが殺虫剤によるものかどうかはわからなかった。

(情報提供と対策実施状況)

- 69 件の被害のうち、20%で農薬使用者側から養蜂家への農薬使用時期等の情報提供が行われていなかった。
- 農薬使用者側が情報提供を行ったと回答した事例においても、30%の養蜂家が情報提供を受けていないと回答していた。
- 農薬使用者側からの情報を受けて、あるいは自ら情報を収集して、巣箱の退避により被害を一部軽減した事例もあった一方で、有効な被害軽減対策が取られていなかったことが被害に結びついた事案も多いことが推測された。

(参考情報)

- 一般的に一つの巣箱には数万匹の蜜蜂がおり、巣の蜜蜂の数に多少の減少が生じてても養蜂家の飼養管理により、蜂群は維持・回復されている。
- 8～9月の全国の巣箱数はおおよそ 41 万箱以上。被害報告のあった 69 件の蜂場に置かれていた巣箱数はその約 0.7%にあたる。

～調査のまとめ～

【被害の実態】

- 蜜蜂にどのような異常があった場合に行政に連絡してもらうかを明確にして、養蜂家に対する呼びかけを強化したことで、これまでより多くの被害事例が報告。
- 報告では、蜜蜂の大量失踪（いわゆる「蜂群崩壊症候群」(CCD)）は確認されず。
- 被害の報告された蜂場に置かれていた蜂群の数の合計は約 3,000 箱で、夏季における全国の蜂群数の 1%未満と推定（夏季には冬季の 2 倍以上に蜂群が増える）。
- 報告された被害事例の大半は、蜂群当たりの死虫数が蜂群の 10%未満の 2 千匹程度以下（夏季には蜂群当たりの蜂の数が数万匹存在）。
- 全国レベルでの蜂蜜の生産や花粉交配用蜜蜂の供給には大きな影響はなし。ただし、死虫数が 1 万匹以上となった事例では蜂群の回復や採蜜に影響があった可能性。

【被害原因】

- 被害の発生時期と周辺の水田における農薬の使用状況の解析、死虫の分析結果等から、
 - ① 水稻の開花期におけるカメムシ防除のための殺虫剤使用と被害との関連性がデータで裏付けられた。
 - ② 分析結果からは、得られたデータが限られていたため、どの殺虫剤が蜜蜂の被害を生じやすいかの推定はできなかった。

【対策の実施状況】

- これまで農林水産省は情報の共有及び巣箱の退避等の対策を行うよう指導を行ってきたところであるが、
 - ① 巣箱の設置場所や農薬の使用時期などの農家と養蜂家との情報の共有が不十分
 - ② 被害を回避するための巣箱の退避等の対策が取られていないなどの課題が明らかとなった。

2.今後の対策

- (1) 調査の中間取りまとめ結果を踏まえ、被害の多く見られた水稲開花期における対策が重要と考えられる。このため、当面の対策として水稲開花期に向け、以下を内容とする通知を发出
 - ① 蜜蜂が水稲開花期に蜂場周辺の水田に飛来すること、その際、カメムシ防除のための農薬の暴露により被害が生じる可能性があることを水稲農家、養蜂家等の関係者に周知すること
 - ② 都道府県の畜産部局及び養蜂組合等と都道府県の農薬指導部局及び農業団体等は、蜂場の設置場所及びその周辺の水田の農薬散布計画等の情報を相互に提供・共有し、得た情報を個々の養蜂家、周辺の水稲農家に伝えること
 - ③ 被害の軽減のため、具体的には以下の対策を推進すること
 - ア. 蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所(水田で囲まれた場所、周辺に水稲以外の花粉源が少ない場所)にはできるだけ巣箱の設置を避けるか、水稲の開花期に巣箱を退避させる
 - イ. また、水稲農家においても養蜂家と協力して、地域の実態に合わせて以下のような対策を実施する
 - ・蜜蜂の活動が盛んな時間帯の農薬散布を避ける
 - ・蜜蜂が暴露しにくい形態の農薬(粒剤等)を使用する
- (2) 26年度以降の被害事例調査の実施に当たり、調査内容等を充実
 - ① より詳細な農薬使用実態の把握及び死亡虫試料の採取への協力を要請
 - ② 被害が発生した蜂場で過去にも被害があったと報告された事例、被害があつてから退避した事例等があつたため、過去の被害発生の有無や巣箱の退避等の措置を講じなかつた理由等の調査項目を追加
 - ③ 巣箱の半数以上の死虫が発生した事例もあることから、蜂群の消長に関する追跡調査を追加
- (3) 験研究機関において、以下の調査研究を引き続き実施
 - ① 代用花粉の給与により蜜蜂の水田への飛来を低減し、被害を低減する技術の確立
 - ② 稲花粉への農薬の移行量、水田水からの農薬暴露の可能性の解明による蜜蜂の暴露状況の把握 等

5. 農薬登録等の情報

(1) 病害虫発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病害虫発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病害虫の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病害虫が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態及び発生活長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

平成 25 年 10 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。

平成 26 年 6 月 18 日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
H25. 10. 16	熊本県	ショウガ	青枯病
H25. 10. 31	秋田県	プラタナス	プラタナスグンバイ
H25. 11. 26	岩手県	オクラ	輪紋病
H25. 11. 29	福島県	トマト	黄化病
H25. 11. 29	福島県	トマト	クロメンガタスズメ
H25. 11. 29	長野県	ピーマン	ナスコナカイガラムシ
H25. 12. 2	山口県	きゅうり	退緑黄化病
H25. 12. 4	広島県	りんどう	黒斑病
H25. 12. 24	佐賀県	なす	クロテンコナカイガラムシ (仮称)
H26. 1. 6	岡山県	なす	ミナミアオカメムシ
H26. 1. 8	長崎県	ばれいしょ	ミツユビナミハダニ
H26. 1. 21	静岡県	メロン	メロン退緑黄化病
H26. 1. 21	新潟県	なす・トマト	クロメンガタスズメ
H26. 1. 21	新潟県	ねぎ	ネギえそ条斑病
H26. 1. 20	沖縄県	トルコギキョウ	トルコギキョウヨウ葉巻病
H26. 1. 27	神奈川県	なす	タバコノミハムシ
H26. 2. 6	滋賀県	きく	キク茎えそ病
H26. 2. 12	佐賀県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病
H26. 3. 10	東京都	きゅうり	アシビロヘリカメムシ
H26. 3. 20	秋田県	アスパラガス	アスパラガス疫病

H26. 3. 31	宮崎県	ピーマン	モトジロアザミウマ
H26. 4. 9	佐賀県	チャ	チャトゲコナジラミ
H26. 4. 28	熊本県	ピーマン	ピーマン炭疽病
H26. 5. 2	愛媛県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3:系統)
H26. 5. 9	岡山県	ブドウ	ネギアザミウマ
H26. 5. 9	福岡県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3:系統)
H26. 5. 19	和歌山県	チャ、ヒサカキ	チャトゲコナジラミ
H26. 5. 22	佐賀県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3:系統)
H26. 5. 27	岡山県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3:系統)
H26. 5. 29	和歌山県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3:系統)
H26. 6. 6	静岡県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3:系統)
H26. 6. 12	山口県	バラ(施設栽培)	コナカイガラムシ類の一種
H26. 6. 18	茨城県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3:系統)

(2) キウイフルーツかいよう病の Psa3 系統に関する情報

農水省は、キウイフルーツかいよう病の新系統「Psa3 系統」が平成 26 年 5 月に我が国で初めて愛媛県で発生が確認されたことから、5 月 29 日に都道府県の植物防疫担当者等を参集した防除対策会議、6 月 25 日には「防除対策専門家会議」が開催されました。なお、農水省・技術情報等の HP には、各課会議資料及びニュージーランド現地調査報告(6/16～19)が公表されています。

農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/siryou2/index.html>

(3) 使用制限のかかる農薬変更登録情報

農薬の登録内容は、必要に応じて見直しが行われます。農薬を適正に使用する上において特に使用制限となる変更には留意が必要です。

ここでは、平成 26 年 1 月 16 日以降に使用制限となった農薬をまとめました。農薬の使用にあたっては農薬のラベルを再度確認し、適正使用に留意して下さい。

農薬名 (商品名)	変更内容 (今回の使用制限変更にかかる部分のみ)	理由	変更(予定)日
ボクサー	・作物名「にんじん」を削除する	1	平成 26 年 4 月 23 日
バイデート L 粒剤	・作物名「たばこ」を削除する。	2	平成 26 年 6 月 25 日
オーソサイド水和剤 80	・作物名「たばこ」を削除する。	3	平成 26 年 8 月 16 日

変更理由 1 : にんじんへの使用において、生育障害の発生事例があったため。

2 : 当該剤は北海道のみの販売であり北海道においてたばこの栽培実績がないため。

3 : たばこへの使用実態がないため。

(4) 食品・添加物等規格基準の改正について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準（いわゆる「農薬残留基準」）を順次、設定・改訂して公表しています。

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について」

農水省から平成 26 年 4 月 24 日に厚生労働省告示第 225 号をもって「食品、添加物等の規格基準」の一部改正に伴い、農薬アメトクトラジン、イソプロチオラン、ジフェノコナゾール、デブコナゾール、ビフェントリン、ピリフルキナゾン、フロニカミド及びベンフルフェンの農作物等に係る残留基準値が設定された。改正後の残留基準値が改正前よりも低い値となるものについては、平成 26 年 10 月 24 日より適用されますので、変更前の使用基準が記載されている製品ラベルに従って使用すると、当該農産物は残留基準値超過となる可能性がある旨の注意喚起がありましたのでお知らせします。

おな、厚労省の「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 26 年 4 月 24 日厚生労働省告示第 225 号）」に関する URL です。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000048042.pdf>

II. 緑の安全管理士会

1. 平成26年度「緑の安全管理士会」役員会開催

平成26年度「緑の安全管理士会」の役員会が緑の安全推進協会において6月12日(木)に開催され、新会長に九州沖縄支部の水流支部長、副会長に関東甲信越支部の船山支部長が就任されました(支部長等の新役員は緑安協のホームページに掲載)、役員会では平成25年度の緑の安全管理士会の活動報告・収支決算及び26年度活動計画・収支予算が承認されたほか、支部活動の強化について議論が行われました。

(1) 支部活動の活性化について

支部活動の活性化については、緑の安全管理士会規約に沿った支部組織の運営として、管理士会の総会に代わる支部大会としての在り方について議論されました。

なお、農薬の適正使用を指導する農薬管理士等には「農薬適正使用アドバイザー」、「農薬安全コンサルタント」、「防除指導員」「緑の安全管理士」などの資格がみられるが、現時点での農薬全般では更新研修を義務付けているのは「緑の安全管理士」資格だけであり、その研修課題の選定等については支部長の協力を得つつ管理士の意見を集約できるアンケート調査を有効に活用するなど議論されました。

「緑の安全管理士」の方々にはアンケート調査への協力をお願いします。

(2) 平成26年度「緑の安全管理士会」支部大会及び更新研修会は、北海道が11月25日(火)、東北が11月27日(木)、関東甲信越が11月28日(金)と12月8日(月)、東海北陸が12月10日(水)、近畿が27年1月23日(金)、中国四国が同1月22日(木)、九州沖縄が同1月21日(水)の予定です。「緑の安全管理士」の方々の多数の出席をお願いします。

(3) 平成26年度「緑の安全管理士」認定研修会は平成26年12月2日～4日に東京都新橋の共栄火災海上保険研修室を研修会場として開催予定です。「緑の安全管理士」資格の取得を希望される方々にご案内下さい。受験のご申し込み等の手続きは緑安協のホームページで9月下旬頃掲載・案内する予定です。なお、現在は前年度の開催要領を参考までに掲載しています。

◇ ◇ ◇ 【平成26年度の「緑の安全管理士会」役員会資料(抜粋)】 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

1. 平成26年度「緑の安全管理士会」支部役員名簿

会 長：水流 昇 副会長：舟山 茂

支部名	支部長	副支部長	副支部長
北海道	弓削 知憲	関 澄之	篠原 友行
東北	平尾 明	正木 吉範	
関東・甲信越	舟山 茂	大島 英樹	
東海・北陸	三島 公明	大石 浩	
近畿	上尾 正美	紀平 茂男	宮本 淳
中国・四国	小郷 巧	田頭 正之	
九州・沖縄	水流 昇	吉見 哲郎	竹井 嘉浩

2. 平成25年度活動報告

(1) 技術研修委員会・8月22日：緑の安全管理士認定の実施方針、研修カリキュラム、研修講師及びテキスト、試験問題について検討。

(2) 「緑の安全管理士」認定審査会(12/19、3/18)

①12月19日：12月2日～4日の間に実施した第35回「緑の安全管理士」認定研修会の受講修了者に対する審査の結果、81名中76名を「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」に認

定し、認定証書等を12月に交付。また、同時に第79回植物防疫研修会修了者57名を「緑の安全管理士(農耕地分野)」に認定し、認定証書等を交付。

- ②3月18日：第80回植物防疫研修会修了者57名(内1名は緑地・ゴルフ場分野の有資格者)を「緑の安全管理士(農耕地分野)」に認定し、認定証書等を3月に交付。

平成26年3月末現在の「緑の安全管理士」数は、2,856名。(25年：2,834名)

(3) 「緑の安全管理士」の資格認定事業(12/2～4)

第35回「緑の安全管理士」資格認定研修会を12月2日～4日、東京都港区新橋(共栄火災海上相互保険会社・研修会場)において開催した。

受講者は81名で、審査の結果76名が認定された。受講料は39,900円/名。

(4) 支部大会(資格更新研修会)の開催

「緑の安全管理士会」支部大会(兼資格更新研修会)を開催。

参加総数は1,144名(前年度1,234名)で、資格更新年度者の受講料は19,700円(資格有効期間：5年間)で更新者数は421名(前年度527名)。なお、資格有効期間内の参加者数は723名。

各支部の開催日と参加者区分・人数及び研修内容・講師は以下のとおり。

支部・開催日	更新者	通常参加者	支部・開催日	更新者	通常参加者
北海道 11/26	38	47	東北 11/28	51	80
関東① 11/27	74	138	関東② 12/6	126	175
東海・北陸12/9	52	76	近畿 1/24	31	82
中国・四国1/23	26	51	九州・沖縄1/22	23	74

研修内容：①農薬行政の動向(各地方農政局)

②農薬に係る環境リスク評価とリスク低減対策(環境省)

③農薬の登録検査((独)農林水産消費安全技術センター)

④農薬の製剤技術と施用法(日本農薬学会 農薬製剤・施用法研究会)

(5) 特別研修会

25年度からの新規事業として、「現場で役立つ病虫害の診断・防除」、「農薬の適正使用に関するワンランク上の情報」を提供し、緑の安全管理士の資質、能力及び信頼の一層の向上を目的として、全国2カ所(東北、関東)で開催した。

緑の安全管理士支部大会とは別途の企画として緑の安全管理士等に案内。

参加費は不要で、緑の安全管理士の資格者以外の防除業者等にも参加を広く求めた。

参加者数は、関東・甲信越地区139名、東北地区72名。

①【関東・甲信越地区】平成25年11月11日(月)13:00～17:30(於：豊島区「文化ホール」)

1. 住宅地での農薬使用について 農林水産省農薬対策室 伊澤 航 氏

2. 農薬の空容器の処分と関連法令 エコシステムジャパン(株) 増山仁志 氏、井上 卓 氏

3. 現場で役立つ果樹病害の診断方法と防除対策

茨城県農業総合センター園芸研究所 富田恭範 氏

4. 現場で役立つ果樹害虫の診断方法と防除対策 山梨県果樹試験場 村上芳照 氏

②【東北地区】平成26年2月24日(月)13:00～16:50(於：仙台市・ホテル白萩)

1. 住宅地での農薬使用について 農林水産省農薬対策室 平林太輔 氏

2. 農薬の空容器の処分と関連法令 エコシステムジャパン(株) 井上 卓 氏

3. 東北地方におけるアカスジカスミカメの発生と防除 岩手県病害虫防除所 大友令史 氏
 4. 現場で役立つ果樹病害の診断方法と防除対策 (一社)岩手県植物防疫協会 仲谷房治 氏
 5. 現場で役立つ果樹害虫の診断方法と防除対策 秋田県果樹試・特産果樹部 大隅専一 氏
- (6) 「みどりのたより」の発行およびメールマガジンの発信

最近の農薬を巡る動向等について取りまとめた「みどりのたより」を4回発行し、会員及び緑の安全管理士等に配布するとともに当会ホームページに掲載。

「緑の安全管理士」へのメールマガジンは、登録情報等の情報提供を行った(43回)。

3. 平成26年度活動計画について

(1) 支部大会(資格更新研修会)の開催

主な活動は、前年度と同様に7支部における支部大会(更新研修会)である。

詳細な内容については、各支部役員の意見を参考にしながら10月頃までに決定するが、凡そ以下のように考えている。

支部大会における運営等については、役員会での決定によることとなる。

① 平成26年度「緑の安全管理士」支部大会及び研修会開催計画

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/25	関東①	11/28	東海・北陸	12/10	中国・四国	1/22
東北	11/27	関東②	12/8	近畿	1/23	九州・沖縄	1/21

②開催日時：会場は確保済み。

③研修内容：緑の安全管理士に有用で時宜を得た設定に慎重な検討が必要と考える。

④受講料：20,200円【19,700円＝消費税アップに伴う改訂以下同】

[25年度総参加者数：1,144名(前年度1,234名)]

(2) 資格認定研修会【共栄火災海上相互保険会社(港区新橋)研修会場】

第36回「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」資格認定研修会は、共栄火災海上相互保険会社(港区新橋)研修会場にて平成26年12月2～4日(火～木)の日程で開催予定。なお、受講料は41,000円【39,900円、同上】。[25年度参加者：81名]

(3) 認定審査会

当緑安協の認定研修会修了者および日本植物防疫協会の研修会修了者を対象に、「緑の安全管理士」資格認定の可否を判定して、合格者には認定証書、認定証(カード)及び「緑の安全管理士の手引き」を送付。[25年度資格認定者数：当会認定研修者76名、日植防研修者114名(57名×2)]

(4) 特別研修会

農薬工業会との共催事業については、本年度は九州地区と近畿地区での開催を予定。中国・四国と各地区内の「緑の安全管理士」を対象に案内、その他の防除業関係者等の参加を呼び掛ける。

(5) 「みどりのたより」の発行およびメールマガジンの発信

「みどりのたより」は3～4回/年の発行・緑の安全管理士等に配布。メールマガジンは登録情報等の情報提供をタイムリー行う。併せて、Eメールアドレスの登録を推進。

4. 支部活動活性化策の協議

各支部の特長を活かした活動を展開する。各支部長の提案等まとめは別紙4(9頁)。[添付略]

【参考：農薬の適正使用に係る指導者の認定等「農薬概説(2013)抜粋」・10頁】[添付略]

5. 当協会事業への協力依頼について

(1) 「緑の安全管理士」の資格取得(認定研修会参加)についての呼びかけ

12月2日(月)～4日(水)に東京で実施。受講者目標：100名程度。

Ⅲ. 緑の安全推進協会

1 新たに 189 名の「緑の安全管理士」が誕生

(社)緑の安全推進協会主催の「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」の認定研修会(12/2~4、(一社)日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」(9/30~10/4、26年1/27~31)の修了者で「緑の安全管理士認定審査会(12/19, 3/18)」の審査を経て、新たに「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」76名及び「緑の安全管理士(農耕地分野)」113名の計189名が誕生しました。

2 新規事業「特別研修会」を東北、関東で開催 [テーマ等詳細は役員会資料]

平成25年度から新たな事業として「特別研修会」を開催しています。

この「特別研修会」は、毎年開催している緑の安全管理士会支部大会(兼更新研修会)とは別に、緑の安全管理士や防除に携わっておられる一般の方々の資質、能力及び信用度の一層の向上を目的として「現場で役立つ病害虫の診断・防除」、「農薬の適正使用に関するワンランク上の情報」を提供するとともに講師をも交えて相互の情報交換を行う場として、緑の安全推進協会と農薬工業会の共催で農薬工業会の支部を単位として年2カ所を目処に開催する予定です。

事業初年度となる平成25年度は、関東甲信越地区と東北地区で開催することができましたが参加者からは、「病害虫の情報についてはとても参考になった。」、「病害虫の診断についても興味大、有益でした。」、「法令に関することが多く、現状の実例などを示すともっと理解が高まる。」、「果樹以外の水稻での診断と防除も知りたいと思った。」、「果樹病害・害虫について、果実に現われる病虫害中心であったため、自分の仕事(造園)に重なる部分が少なく残念であった。(葉に出る症状であればもう少し参考になったかも)」など寄せられた声の多くは知識を得たいという積極的なものでした。

平成26年度は農薬工業会の関西支部と九州沖縄支部の2カ所での開催に向けて準備を進めています。この特別研修会は緑の安全管理士、農薬工業会会員関係者、防除に携わっておられる一般の方々など幅広く参加者を募集する予定です。緑の安全管理士の皆様には積極的な参加をお願いします。

3 講師派遣事業について

(公社)緑の安全推進協会では、事業の一環として緑の保全のため、病害虫及び雑草の防除に農薬を使用する場合の注意・安全対策等の知識の向上を目的として実施する講習会や研修会に専門分野で活躍する適任の講師を派遣する「講師派遣事業」を展開しています。

都道府県・地方自治体・学校・関係団体・一般市民等が実施する研修会・勉強会等への講師派遣のご希望がございましたらお申込み下さい。講師への謝礼及び交通費の負担は不要となっています。

管理士のお知り合いの方で、講習会や研修会などを希望・企画されている方がいらっしゃれば緑の安全推進協会の講師派遣事業を紹介してください。

平成26年度からは緑地・ゴルフ場関連の講師陣の強化を図っています。

本事業についての詳細、申し込み要領、様式はホームページをご覧ください。

ご質問、申し込み等の相談は担当者(尾関又は石島)にお気軽にご連絡下さい。

電話番号： 03-5209-2511 FAX 番号： 03-5209-2513

メール：ishijima@midori-kyokai.com URL：<http://midori-kyokai.com/>

4 農薬電話相談室について

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関する電話による疑問・質問、相談に無料で応じています。農薬に関する疑問や質問など何でもお問い合わせください。直接の疑問・質問など以外にも「この問題についてはどこに聞いたら良いか」などについても気軽にお尋ね下さい。
電話：03-5209-2512

5 出版物のご案内

(1) 「グリーン農薬総覧 2014 追補版」

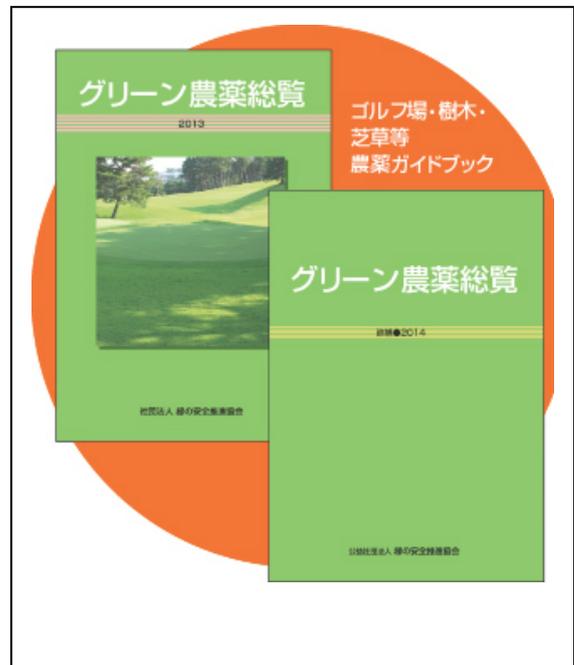
芝、緑地、公園樹木類の病害虫及び雑草防除に使用する農薬を解説した「グリーン農薬総覧シリーズ」は、芝・樹木防除分野(家庭園芸薬剤も含)に該当する薬剤の全てを網羅しており、ゴルフ場、造園業、防除業等に携わる方々の必携の書として広くご利用いただいております。

特に、ゴルフ場の管理等の現場においては「農薬使用計画作成等においては不可欠となる農薬の登録番号が2012年追補版から収録されていることで利便性が向上している。」と好評です。

現在、「グリーン農薬総覧 2014(追補版)」を配布しています。本追補版は、2013年1月～2013年12月における新登録、適用拡大等を網羅する等、内容に充実はもとより使い易さでも改良を加え、ご利用の皆様のお役にたてるように改訂しており「グリーン農薬総覧 2013 総合版」を追補するもので、両書セットでご利用いただけるよう編集しています。

また、有効成分名から商品名の索引、残留基準(殺虫剤、殺菌剤、除草剤)、関連法規、通達事項なども収録しております。芝、樹木関係の緑の保全に関する座右の書としてご活用ください。現在、受注次第、順次発送させていておりますので、関係の方へお薦めください。お問い合わせ・お申込みは当協会

(03-5209-2511) まで [注文用紙：
<http://midori-kyokai.com/syuppan/>]



(2) 農薬の安全使用等についての「リーフレット」

(公社) 緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などについてわかり易く解説した次のようなリーフレットを作成し、広く知識の普及、啓蒙に関係者の方々に紹介し、各種イベントでの配布や講習会、研修会、勉強会等で幅広く活用していただけるようにしています。なお、リーフレットは無料で送付しています。ご希望の方はリーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等をご記入の上、当協会まで FAX 03-5209-2513 にてお申込ください。

詳細については(公社) 緑の安全推進協会事務局までお問い合わせ下さい。また、提供できるリーフレットの記載内容等は、当会のホームページでご確認いただくことができます。

[URL：http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]

**農薬を
正しく使って
確かな収穫!**

えーと、
確認する
ポイントは

農薬の安全推進協会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.mitsuba.jp/

農薬工業会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5243-7191 FAX.03-5243-7245
http://www.jppa.or.jp

**農薬は
きちんと保管して
正しく使しましょう!**

農薬の安全推進協会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.mitsuba.jp/

農薬工業会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5243-7191 FAX.03-5243-7245
http://www.jppa.or.jp

食べものは大丈夫?

無農薬なら安全?

無農薬なら安全? 無農薬なら安全? 無農薬なら安全?

無農薬なら安全? 無農薬なら安全? 無農薬なら安全?

**飛散防止のポイント
農薬地上散布の場合**

農薬の安全推進協会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.mitsuba.jp/

農薬工業会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5243-7191 FAX.03-5243-7245
http://www.jppa.or.jp

**知って得する!
保護具の知識**

「農薬を使うときの安全チェックリスト」付録

農薬の安全推進協会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.mitsuba.jp/

農薬工業会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5243-7191 FAX.03-5243-7245
http://www.jppa.or.jp

**農薬を使ったあとに...
きちんと
後片づけをしよう!**

農薬の安全推進協会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.mitsuba.jp/

農薬工業会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5243-7191 FAX.03-5243-7245
http://www.jppa.or.jp

**農薬は
責任を持って
正しく使しましょう!**

農薬の安全推進協会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.mitsuba.jp/

農薬工業会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5243-7191 FAX.03-5243-7245
http://www.jppa.or.jp

**あっ!
その作物には
使えないよ!**

農薬の使い方ガイド

農薬の安全推進協会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.mitsuba.jp/

農薬工業会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5243-7191 FAX.03-5243-7245
http://www.jppa.or.jp

**使用回数
カウント
できる?**

いつ、何回、使えるの?
— 使用回数の数え方 —

農薬の安全推進協会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.mitsuba.jp/

農薬工業会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5243-7191 FAX.03-5243-7245
http://www.jppa.or.jp

**農薬を正しく使うため
きちんとマスクを
つけましょう!**

農薬の安全推進協会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.mitsuba.jp/

農薬工業会
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-4-1
TEL.03-5243-7191 FAX.03-5243-7245
http://www.jppa.or.jp

農村ニュース [平成26年6月9日(月)]

緑 安 協

農業者からの問い合わせの9時から17時まで。更に依頼があれば講も多しという。中には、また、緑安協では、師の派遣も行っている。師の派遣も行っている。師の派遣も行っている。

緑の安全推進協会で「農薬使用中に運りか緑の安全管理士資格のある。本年に入ってから、農薬の安全使用をかつたが痛にならない。取得も推進している。もすでに50箇所以上で推進するため様々な活か」といった慶喜の問。これは農薬製造業、輸講演を行っており、直動を行っている。そのい合わせも。入業、卸売業等、造園 近では6月26日に行われる東京都主催の26年度農薬安全使用講習会

一つが電話相談だ。農薬各社の農薬マニュアルに掲載されており、インターネットでも「農あるが、農薬の安全使用園などの緑地管理等に「相談」などの手用に関する質問であれば、携わる者を対象としたワードで検索すれば、ばびく受け付けている。もの。26年度の認定講習会に出ている。電話は03-5309-1111 習会は、12月2〜4日

このため、一般の酒 2512。月々金曜日 開催される予定。

農薬の安全使用推進

これは極端な例では、防除業、街路樹や公でも講演する。

クローズアップ

農村ニュース [平成26年6月23日(月)]

緑安協総会



吉村会長

農薬の適正使用推進

管理士への情報提供強化

緑の安全推進協会（吉村正機会長）は6月11日、南青山会館で第25回通常総会を開催した。開催冒頭、吉村会長が挨拶に立ち、「協会の最大の公益目的事業である緑の安全管理士については25年度に事業推進室の立ち上げ管理士に対する情報提供の強化を図るとともに、管理士の質の向上など取り組みを強化して

いる。今後その役割の認識を広め、農薬の適正使用の普及を図りたい」と述べた。その後来賓として農水省植物防疫課大友哲也課長、農水省農薬対策室瀬川雅裕室長などの来賓が挨拶した。

その後、平成25年度の事業報告や、事業及び収支決算、役員改選などを議決した。役員改選では、天野徹夫理事（全農肥料農薬部次長）、河合史朗理事（住友化学園芸代表取締役社長）、貫和之理事（住友化学執行役員アグロ事業部長）、山口茂理事（北興産業代表取締役社長）が退任。新たな理事として、小田敏晴氏（全農本所肥料農薬部次長）、塚原眞司氏（北興産業代表取締役社長）、野口等氏（住友化学園芸代表取締役社長）、矢野俊彦氏（住友化学アグロ事業部長）が選任された。

7 「みどりの農薬安全使用なるほど教室」

環境安全対策委員会ゴルフ場専門部会は、ゴルフ場における農薬使用の実態を把握するため、会員会社を対象にアンケートを実施した。その結果、間接的ではあるが農薬適正使用に関する理解、使用の実態について貴重な情報を得ることができた。

総括すると、多くのゴルフ場は、農薬使用に関わる法規制や適正使用推進に関わる情報を理解し、的確に対応していることが伺えたが、一部に、十分な理解が得られていないと推察される結果が回答された。

ゴルフ場専門部会はこの結果を受け、ゴルフ場を対象に“判り易い新しい情報発信ツール”を検討し、ゴルフ場キャディーの **みどりちゃん** をキャラクターとした「みどりの農薬安全使用なるほど教室」を発信することにしました。

第1回のテーマは、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正について(平成25年6月18日)」を取上げました。



キャディーの**みどり**ちゃん

第1回 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る 暫定指導指針の一部改正について

平成25年6月18日、環境省は「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の一部を改正いたしました。

この改正の要点は

- ①「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(以下 ゴルフ場指針値)が設定されているが、別表に指針値が示されている農薬に加えて「水質汚濁に係る農薬登録保留基準」(以下 水濁基準値)が定められている農薬については水濁基準値の10倍値をゴルフ場指針値とする。
- ②既にゴルフ場指針値が定められている農薬について、水濁基準値が新たに設定または改訂された場合は、従前の値に変えて水濁基準値の10倍値をゴルフ場指針値とします。これからは、この指針値に基づいてゴルフ場からの排水管理を行う必要があります。

はじめまして。こんにちは！
ゴルフ場で働いているキャディのみどいです。
このたび緑の安全推進協会でゴルフ場農薬の
適正使用について、いっしょに勉強すること
になりました。
わからないことばかりだけど、よろしくネ♡



エ〜？
何を言ってるのか
さっぱり
わかりません！
誰か教えて♡



解説しましょう！



農薬は、農薬取締法に基づき、農林水産大臣の登録を受けたものでなければ製造・販売・使用等ができません。農薬の登録を認めるか否かの判断基準のうち、以下の4つについては環境大臣が設定しています。

- ① 作物残留に係る農薬登録保留基準
- ② 土壌残留に係る農薬登録保留基準
- ③ 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準
- ④ 水質汚濁に係る農薬登録保留基準

これらの基準に適合しない場合には登録が保留され、農薬として製造、販売ができないこととなります。

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の設定については「水質汚濁に係る農薬登録保留基準」が関係しています。

一日摂取許容量 (ADI)

人がある物質を食事や飲料水から毎日摂取しても健康に影響を及ぼさない量を**一日摂取許容量 (ADI : mg/kg/日)**として、すべての農薬に定められています。

この値は各種動物で試験をして、毎日食べても影響の認められない量(無毒性量)を求め、さらにその値を安全係数 100 で割った数値で示されます。

農薬の摂取に関わる考え方として、食品(作物、畜産物、魚介類)から合計 80%以内、飲料水からの摂取が 10%以内、その他の経路からの摂取が 10%以内とされています。

飲料水の場合、「体重 53.3kg の成人が 1 日当たり 2 リットルの水を飲む」として計算されます。

ゴルフ場指針値の説明にあたり、農薬の安全性評価の考え方について勉強しましょう。



水質汚濁に係る農薬登録保留基準 (水濁基準値)

水濁基準値は、体重 53.3kg の人が 1 日 2 リットルの水を飲む計算で ADI (一日摂取許容量) の 10% (飲料水摂取配分) を超えることのないように計算されます。

すなわち

$$\text{水濁基準値 (mg/L)} = \text{ADI (mg/体重 kg/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ (ADI の配分)} \div 2 \text{ (L/人/日)}$$

ゴルフ場農薬水質汚濁防止に係る暫定指導指針 (ゴルフ場指針値)

水濁基準値が設定されているものは、その値の 10 倍値をゴルフ場指針値とします。

$$\text{ゴルフ場指針値 (mg/L)} = \text{水濁基準値 (mg/L)} \times 10 \text{ (希釈係数)}$$



ゴルフ場の排水が河川に流入したとき 10 倍に希釈されると仮定

ゴルフ場から出る排水がこの指針値を超えないようにしなければなりません。

⚠ 都道府県によっては、より厳しい規制がなされることもあります。

ゴルフ場農薬の安全・適正な使用について皆様も心がけましょう



今回の

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(ゴルフ場指針値)の設定により、ゴルフ場では従来通り

① 農薬使用状況の的確な把握

② 農薬流出実態調査

が必要となります。

本指針に基づき各県で策定されている「県のゴルフ場農薬安全使用指導要綱等」を遵守し、事業者(ゴルフ場)は農薬の流出を低減させることが重要になります。そのため、定期的に排水口の水質測定が義務付けられ、排出水中の農薬濃度が指針値を超えた場合には指導要領に基づき報告しなければなりません。さらにその原因究明、対応措置についても報告義務があります。

内容についての不明点や疑問点については(公社)緑の安全推進協会 03-5209-2512 に問い合わせ願います。

みどりのたより

第 60 号

発行日 平成 26 年 7 月 10 日

発行 緑の安全管理士会事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4 (全農薬ビル 5 階)

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL 03-5209-2511

FAX 03-5209-2513

<http://www.midori-kyokai.com>

Eメール : midori@midori-kyokai.com